

	<b>新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更</b>
と き	3月5日（土）決定
と ころ	練馬区役所（豊玉北6-12-1）
<p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国は3月4日、まん延防止等重点措置の期限が3月6日までとなっている31都道府県のうち、13県を解除し、18都道府県を3月21日まで延長した。都知事は同日、都内全域を区域として都民の外出自粛や飲食店等における営業時間の短縮等を要請するまん延防止等重点措置を延長した。</p> <p>区は、国および都の方針を受けて、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更し、3月7日から3月21日までの間、以下のとおり対応する。3月22日以降の対応は、別途決定する。</p>	

【新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針】（令和4年3月5日付け）

別添のとおり

【問い合わせ】

練馬区 危機管理課 安全安心係 電話 03-5984-1027